様式第２号（第５条関係）

受第　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　日南町民生児童委員協議会

会　長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長

　　　　　　　年度日南町民生児童委員協議会運営補助金の交付決定について

　　　　　年　　月　　日付で提出のありました、　　　　年度日南町民生児童委員協議会運営事業計画に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しました。

記

１．補助金交付の対象となる事業は　　　　年　　月　　日付で提出された　　　　　年度日南町民生児童委員協議会運営事業とし、事業の内容は当該事業計画に記載のとおりとする。

２．運営事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとするが、実績報告を審査した後、変更決定することがある。

　　　　　　補助事業に要する経費　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　 補助金の額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

３．補助事業は、　　　　年　３月３１日までに完了しなければならない。

４．補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を提出して承認を受けなければならない。

５．補助事業に係る実績報告書は、　　　　年４月末日までに提出すること。

６．補助事業の適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、検査員をして当該補助事業に係る帳簿、書類、その他の物件を検査することがある。

７．補助事業は、この通知のほか日南町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。